

公共工事等における入札及び契約に係る苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、太田市が発注する工事（以下「工事等」という。）等について、入札及び契約に関する透明性及び公正な競争を確保するため、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 この要領による苦情処理の対象となる工事等は、太田市が発注する工事等のうち、設計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が130万円を超えるもので、次に掲げるものとする。

- (1) 一般競争入札による工事等
- (2) 入札参加者を公募して行う指名競争入札（以下「公募型指名競争入札」という。）による工事等
- (3) 前号以外の指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）方式による工事等
- (4) 随意契約による工事等（プロポーザル方式等含む。）

(苦情申立ての範囲)

第3条 苦情申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札

入札参加申込書を提出した者のうち、市長から欠格理由の通知を受理した者で、当該欠格理由に対して不服がある者は、市長に対して欠格理由についての説明を求めることができる。

(2) 公募型指名競争入札

入札参加申込書を提出した者のうち、市長から非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 通常指名競争入札

当該入札と同一の工事種別の太田市の入札参加資格登録（等級区分がある場合は当該等級）がある者のうち、当該通常指名競争入札に指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(4) 随意契約方式

当該契約と同一の種別に対応する工事等の種類について建設業の許可を有する者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

第4条 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、市長に対して書面（様式第1号。以下「苦情申立書」という。）を提出することにより行わなければならない。

(1) 前条第1号に掲げる苦情にあつては、欠格理由の通知を受理した日の翌日から起算して7日（太田市の休日を定める条例（平成17年太田市条例第12号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内

(2) 前条第2号に掲げる苦情にあつては、非指名理由の通知を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内

(3) 前条第3号に掲げる苦情にあつては、市長が指名業者指名理由の公表を行なった日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内

(4) 前条第4号に掲げる苦情にあつては、市長が随意契約の相手方の公表を行なった日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内

(苦情申立てへの回答)

第5条 苦情の申立てがあつた場合は、市長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面（様式第2号。以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情申立ての却下)

第6条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下することができる。

2 苦情申立ての却下は、申立者に対して書面（様式第3号）により通知する。

(苦情処理結果の公表)

第7条 市長は、申立者に回答を行なったときは、苦情申立書及び回答書（以下「苦情申立書等」という。）を閲覧の方法により、速やかに公表する。

2 苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行なった日の属する年度及びその翌年度とする。

(再苦情の申立て)

第8条 第5条の回答書を受理した申立者であつて、回答書による説明に不服がある者は、市長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情申立ての方法)

第9条 再苦情の申立ては、市長から回答書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して書面（様式第4号。以下「再苦情申立書」という。）を提出することにより行わなければならない。

2 再苦情の申立てがあつた場合は、市長は、太田市公共工事入札等監視委員会（以

下「委員会」という。)に、速やかに意見を求めるものとする。

(再苦情申立てへの回答)

第10条 市長は、申立者に対し、委員会の会議の意見を踏まえた上で、委員会から会議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に書面(様式5号。以下「再苦情回答書」という。)により回答する。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を、申立てが認められたときは申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情申立ての却下)

第11条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立てを却下することができる。

2 再苦情申立ての却下は、申立者に対して書面(様式第3号)により通知する。

(再苦情処理結果の公表)

第12条 市長は、再苦情申立者に回答を行なったときには、再苦情申立者及び再苦情回答書(以下「再苦情申立書等」という。)を閲覧による方法により、速やかに公表する。

2 再苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行なった日の属する年度及びその翌年度とする。

(入札手続の執行)

第13条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、入札手続の執行を妨げない。

附 則

この要領は、平成18年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

苦 情 申 立 書

年 月 日

（あて先）太田市長

1 苦情申立者の住所氏名等

住 所

電話番号

商業又は名称

代表者氏名

建設業許可番号

2 苦情申立ての対象工事名

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

教示（再苦情申立てについて）

この回答書による説明に不服のあるかたは、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、再苦情申立書（別紙様式）により再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てがあった場合は、太田市公共工事入札等監視委員会に審議を依頼し、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に太田市公共工事入札等監視委員会から意見の報告が出されます。この審議結果を踏まえた上で、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立者に対し、書面により回答します。

また、回答を行なったときには、再苦情申立者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立者に対して回答を行なった書面を閲覧による方法等により、回答を行なった日の属する年度とその翌年度において公表します。

なお、再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではありません。

【再苦情申立者提出場所】

太田市役所 総務部 契約検査課

文書番号

年 月 日

様

（差出人）太田市長

却 下 通 知 書

年 月 日付け（再）苦情申立書について、次のとおり却下しましたので通知します。

1 （再）苦情申立ての対象工事名

2 不服の事項

3 2の主張の根拠とされた事項

4 却下理由

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

（あて先）太田市長

1 苦情申立者の住所氏名等

住 所

電話番号

商業又は名称

代表者氏名

建設業許可番号

2 再苦情申立ての対象工事名

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

様式第5号（第10条関係）

文書番号

年 月 日

様

（差出人）太田市長

再 苦 情 回 答 書

年 月 日付け再苦情申立書について、次のとおり結果を
通知します。

- 1 再苦情申立ての対象工事名
- 2 不服の事項
- 3 2の主張の根拠とされた事項
- 4 回答内容